

通所介護・日常生活支援総合事業第一号通所事業利用契約書

ご契約者 _____ 様
事業者 社会福祉法人 浜中福社会
_____ 理事長 安藤 義幸

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、ご契約者に対し、ご契約者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供します。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって、ご契約者の要介護・要支援状態区分及びご契約者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、ご契約者に対しサービスを提供します。
- 3 ご契約者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し、別に記載する通所介護（以下「指定通所介護」という）・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）（以下、「第一号通所サービス」という。）重要事項説明書に従い、利用料自己負担分を支払います。

(契約期間)

- 第2条 この契約期間は、契約締結の日からご契約者の要介護・要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了日以前にご契約者が要介護・要支援状態区分の変更の認定を受けた場合、または通常どおり要介護・要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護・要支援認定有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了日の14日以上前にご契約者から更新拒絶の申し出がない場合には、本契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 ご契約者から更新拒絶の意思が表示された場合で、これ以後他の事業所を利用する場合には、その事業者へ情報を提供する等、必要な措置をとります。

(サービス計画変更の援助)

- 第3条 事業者は、ご契約者が居宅サービス計画（ケアプラン）・第一号通所サービス計画書の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）に連絡するなど必要な援助を行ないます。

(サービス内容の変更)

第4条 事業者が提供する通所介護・第一号通所サービスのうち、ご契約者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険法適用の有無については、別に記載する通所介護・第一号通所サービス重要事項説明書の通りです。

2 ご契約者は、いつでも通所介護・第一号通所サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、ご契約者からの申し出があった場合、第1条に規定する通所介護・第一号通所サービス契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに通所介護・第一号通所の内容を変更します。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第5条 事業者は、提供する通所介護・第一号通所サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、ご契約者の同意を得ます。

(ご契約者の解約権)

第6条 ご契約者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(ご契約者の解除権)

第7条 ご契約者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 事業者が、正当な理由なく、本契約に定める通所介護・第一号通所サービスを提供せず、ご契約者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合。
- 二 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 事業者が、ご契約者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行なうなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(事業者の解除権)

第8条 事業者は、ご契約者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この通所介護・第一号通所サービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。

2 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員、またはご契約者が住

所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

(利用料の滞納)

第9条 ご契約者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を6ヶ月分以上滞納した場合には、事業者はご契約者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を、解除する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、ご契約者の担当の介護支援専門員、またはご契約者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後にご契約者の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、ご契約者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

第10条 次の項のいずれかに該当する場合には、この契約を終了します。

- 一 ご契約者が死亡したとき。
- 二 第6条に基づき、ご契約者から解約の意思表示がなされたとき。
- 三 第8条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 四 第9条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 五 ご契約者が介護保険施設へ入所した場合。
- 六 ご契約者の要介護・要支援状態区分が、自立とされた場合。

(損害賠償責任)

第11条 事業者は、ご契約者に対する通所介護・第一号通所サービスの提供にあたって、ご契約者またはご契約者のご家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにご契約者またはご契約者のご家族に対して損害を賠償します。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、ご契約者またはご契約者のご家族に重大な過失がある場合は、損害額を減額することができます。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第12条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下

の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 ご契約者が、通所介護・第一号通所サービス契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 2 ご契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- 3 ご契約者の急激な体調の変化及び流行性感染症の罹患等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 4 ご契約者が、事業者もしくは事業所の従業員の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合
- 5 ご契約者の故意または重過失により、事業者の施設または備品の利用につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用はご契約者が負担します。

(秘密保持)

第13条 事業所及び事業所の従業員は、正当な理由がない限り、ご契約者に対する通所介護・第一号通所サービスの提供にあたって知り得たご契約者またはご契約者のご家族の秘密を漏らしません。またこの守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。但し、ご契約者のための居宅サービス計画・第一号通所サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において、必要最低限の範囲で個人情報の使用を提示する事があります。

- 2 事業者は、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得たご契約者またはご契約者のご家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

(苦情処理)

第14条 ご契約者またはご契約者のご家族は、提供された通所介護・第一号通所サービスに不満がある場合、いつでも後に記載する重要事項説明書の苦情申し立て機関に、苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、ご契約者に提供した通所介護・第一号通所サービスについて、ご契約者またはご契約者のご家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 事業者は、ご契約者が苦情申立を行なった場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録作成・保存)

第15条 事業者は、ご契約者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容等の必要事項を、所定の書面に記載します。

2 事業者は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成して、ご契約者に説明のうえ提出します。

3 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。

4 ご契約者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面その他のサービス提供に関するご契約者に関係する部分の記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、事業者は、ご契約者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(厳守事項)

第16条 ご契約者は、通所介護・第一号通所サービス利用時に、他の利用者に迷惑のかかる行為や言動をすることはできません。また、通所介護・第一号通所サービス利用時以外にも他のご利用者からの苦情が出るような事もできません。

2 前項の理由により、事業者がご契約者に対し、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがない場合には、第8条を適用します。

(契約外条項)

第17条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、ご契約者及び事業者の協議により定めます。

[契 約 書 署 名 欄]

以上の通り契約しましたので、本書2通を作成し、ご契約者、事業者各1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

(ご契約者)

私は、この契約書に基づく通所介護・第一号通所サービスの利用を申し込みます。

○ サービスご利用者 住 所 浜中町茶内

氏 名

電 話

○ ご利用者代理人 住 所

氏 名

(事業者)

私は、通所介護・第一号通所サービス事業者として、ご契約者の申し込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行ないます。

○ サービス事業者

住 所 浜中町茶内緑91番地

法人名 社会福祉法人 浜中福社会

代表者 理事長 安 藤 義 幸